

表2 「昭和62年度福島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」の主な改訂点

頁	旧(昭和61年度)	新(昭和62年度)
2	6 調査書 調査書記入上の注意	
3	10 「行動及び性格の記録」欄は、第1～第3学年について、次のように記入する。 (3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%以内でⒶ標示をする。 11 「特別活動等の記録」欄は、第1～第3学年について、次のように記入する。	(3)を全文削除
4	(3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%以内でⒶ標示をする。 13 国立工業高等専門学校との併願については、その有無のいずれかを○で囲む。	(3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%程度でⒶ標示をする。 13を全文削除
4	7 学習成績一覧表 4 学習成績一覧表の提出について (1) 高等学校長への提出 (3) 「行動及び性格の記録」、「特別活動等の記録」において、Ⓐの者は、「Ⓐ標示欄」に、それぞれ○印をつける。	③ 「特別活動等の記録」において、Ⓐの者は、「Ⓐ標示欄」に○印をつける。
6	出願	(11)の次に新たに12を加える。 12 出願の特例措置 保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができない者については、出願先変更期間に出願する場合に限り、これを受け付けるものとする。その手続きは、次のとおりである。 (1) 県外からの出願者については、第8項の2(5頁)を準用する。 (2) 県内において出願先変更を要する者は、第9項の2～4'(5頁)を準用するが、保護者が当該学区に居住することになることを証明する書類を、あわせて提出する。
6	III 入学者選抜 1 選抜方法	(6)の次に新たに7を加える。 7 海外帰国子女については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
7	調査書と学力検査成績の取り扱い 高等学校は、選抜に当たっては、次の手順に従って行うものとする。 (1) 調査書について ① 調査書の各教科の学習の記録については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の3年次の評定に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の3年次の評定を2倍にしたものとし、130点満点とする。 ② 調査書の「行動及び性格の記録」については、Ⓐ標示の者に5点を加える。 ③ 調査書の「特別活動等の記録」については、Ⓐ標示の者に5点を加える。 ④ 上記の①、②、③の得点を加えて、調査書の成績を140点満点とし、順位をつける。 (2) 学力検査について 学力検査の成績に順位をつける。 (3) 合否判定について 調査書の成績、学力検査の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項等に特に問題のない者を合格とする。その他の者については、調査書の記載事項及び学力検査の成績等を十分に精査して、総合的に判定する。	調査書と学力検査成績の取り扱い 高等学校は、選抜に当たっては、次の手順に従って行うものとする。 (1) 調査書について ① 調査書の各教科の学習の記録については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の3年次の評定に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の3年次の評定を2倍にしたものとし、130点満点とする。 ② 調査書の「特別活動等の記録」については、Ⓐ標示の者に5点を加える。 ③ 上記の①、②の得点を加えて、調査書の成績を135点満点とし、順位をつける。 (2) 学力検査について 学力検査の成績に順位をつける。 (3) 合否判定について 調査書の成績、学力検査の成績のいずれもが定員内にあるもので、調査書の記載事項等に特に問題のない者を合格とする。その他の者については、調査書の記載事項及び学力検査の成績等を十分に精査して、総合的に判断する。 なお、判定に当たっては、「行動及び性格の記録」の優れた評定に配慮するとともに、面接実施校においては、面接の結果についても配慮するものとする。
10	I 入学者募集 2 募集定員 (1) 別に公示する当該学科の募集定員の25%程度とする。 (2) ただし、合否の判定に当たっては、志願者の動向や実態等によって、5%の範囲内で、増減することができる。	I 入学者募集 2 募集定員 別に公示する当該学科の募集定員の25%程度とする。 ただし、合否の判定に当たっては、志願者の動向や実態等によって、5%の範囲内で、増減することができる。 なお、普通科、理数科においては、学校・学科の実態に応じて、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に対応することができる。